

# 稚内北星学園大学 地域創造支援センター規程

## (趣旨)

第1条 本規程は、稚内北星学園大学学則第1条の目的と第14章第51条付属機関の規定及び組織に関する規程第9章付属機関の規定に基づき、稚内北星学園大学地域創造支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 センターは、地域社会の活性化に資する連携協力事業の実施、地域社会の諸機関との共同研究及び研究交流の推進を図り、もって本学が地域社会における地（知）拠点として役割を果たすことを目的とする。

## (業務)

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域社会の諸機関との連携協力に関わる研究及び実施に関すること。
- (2) 地域社会の諸機関との共同研究及び受託業務に関すること。
- (3) 地（知）の拠点整備にかかる地域貢献に関すること。
- (4) 地（知）の拠点整備事業にかかる学生活動、連絡調整活動に関すること。
- (5) その他、センターの目的を達成するために必要な事項。

## (職員)

第4条 センターには次の職員を置く。

- (1) センター所長
- (2) 副センター所長
- (3) 室長
- (4) 学習コンシェルジュ
- (5) メディア表現指導員
- (6) プログラムオフィサー
- (7) 副室長
- (8) 室員
- (9) その他、センター所長は必要に応じて運営委員会の審議を経て臨時に研究員を任命することができる。

## (職員の任務)

第5条 センター所長は、センターの業務を掌理する。

- 2 副センター所長は、センター所長の指定する業務を分掌し、センター所長に事故あるときはその業務を代理する。

- 3 室長は各室の業務を掌る。
- 4 学習コンシェルジュは、学生の能動的・共同的な学習を支援する。
- 5 メディア表現指導員は、学生の地域活動や学習支援、ICTを活用したサテライト教室等の取り組みを支援する。
- 6 プログラムオフィサーは、「稚内北星学園大学 COC 推進委員会規程」第6条に掲げる任務を遂行する。
- 7 副室長は室長を助け、室長に事故あるときはその業務を代理する。
- 8 室員は、各室の業務に従事する。
- 9 研究員及び運営委員は、センター所長の指定する業務に従事する。  
(職員の任期)

第6条 センター所長には学長を、副センター所長には副学長をもって充てる。

- 2 学習コンシェルジュ、メディア表現指導員及びプログラムオフィサーの任期は、文部科学省「地（知）の拠点整備事業」に採択された「地域の教育力向上とまちづくりで協働する地（知）の拠点整備事業の満了時点までとする。
- 3 第4条第3項、第7項及び第8項の職員の任期は組織に関する規程第9章第31条に基づき1年とする。ただし、再任を妨げない。  
(業務組織)

第7条 センターに業務組織として次の各室を置く。

業 務	室 名
地域志向の社会貢献に関する業務 (地域の教育力向上) (観光まちづくり) (中心市街地活性化)	地域教育支援室 地域観光支援室 まちなか振興支援室
学生参画に係る業務組織間の調整及び学生活動の監督・助言並びに情報の発信に関する業務	学生 COC 支援室
COC に関わる組織間の業務の調整及び COC 事業推進責任者の業務の補佐	COC 事業推進室

2. 各室は、審議内容等について、随時、運営委員会へ報告するものとする。  
(まちなかメディアラボ)

第8条 センターは、地域を志向した地域課題への取り組みを支援するため、学外にアクティブラーニングの拠点として「まちなかメディアラボ」(以下「まちラボ」という。)を設置する。

- 2 「まちラボ」の管理は、まちなか振興支援室をもって充てる。
- 3 まちなか振興室長は、「まちラボ運営会議」を主宰し、「まちラボ」の管理に関し意見を聞くことができる。
- 4 「まちラボ」に、メディア表現指導員を配置し、大学事務局総務課職員をもって充てる。
- 5 「まちラボ」の管理規定等については、まちなか振興支援室が別に定める。

(わくほくメディアラボ)

第9条 センターは、本学の教育並びに研究等を支援するため、学内にラーニングコモンズの拠点として「わくほくメディアラボ」(以下「わくラボ」という。)を設置する。

- 2 「わくラボ」は教授会に置き、管理は図書館をもって充てる。
- 3 「わくラボ」に、学習コンシェルジュを配置し、特任助教をもって充てる。
- 4 「わくラボ」の管理規定等については、図書館長が別に定める。

(運営委員会)

第10条 センターに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の名称は「COC推進委員会」とし、その組織及び運営については、「稚内北星学園大学 COC推進委員会規程」に定める。

(審議機関)

第11条 センターの運営に関する事項は運営委員会で審議する。

(事務)

第12条 センターの事務は、大学事務局総務課が行う。

(委任規定)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日より適用する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の規程により地域創造支援センターが継続実施中の事業については、この規程により地域創造支援センターが実施しているものとみなす。なお、COC推進委員会は継続

実施中の事業について、その内容に応じて各室に業務を所管させるものとする。

- 3 「稚内北星学園大学 COC 推進委員会ディスカッションペーパー発行規程」（平成 27 年 6 月 1 日）の名称を「稚内北星学園大学地域創造支援センターディスカッションペーパー発行規程」に、第 1 条乃至第 5 条中「COC 推進委員会」とあるのは「地域創造支援センター」にそれぞれ改める。